

●香川県告示第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成26年2月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

木田郡三木町大字奥山字広野3173の8・3178の4・3179の2（以上3筆国有林。）、3171の2、3173の1、3173の2、3178の2、3179の1、3185、字猪ノ谷3186の1、3186の2、3186の4から3186の10まで、3192、3193、3194甲の1、3194甲の5から3194甲の26まで、3194甲の35から3194甲の40まで、字堂ヶ平3259の4、3270、大字朝倉字屋古戸2227の5

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び三木町産業経済課に備え置いて縦覧に供する。）